

利根町告示第 12 号

令和 4 年第 1 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 2 月 18 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招 集 の 日 令和 4 年 3 月 2 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和4年第1回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	3. 2	水	本 会 議	開会 代表質問 報告第1号～報告第2号 提出議案説明 議案第3号～議案第31号 委員会提出議案第1号 特別委員会付託〈議案第25号～議案第31号〉	午前10時
2	3. 3	木	休 会	議案調査	
3	3. 4	金	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（2人）	午後1時30分
4	3. 5	土	休 会	議案調査	
5	3. 6	日	休 会	議案調査	
6	3. 7	月	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（2人）	午後1時30分
7	3. 8	火	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
			委 員 会	厚生文教常任委員会〈請願第1号〉	午後1時30分
8	3. 9	水	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第9号～議案第22号	午前10時
9	3. 10	木	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
10	3. 11	金	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
11	3. 12	土	休 会	議案調査	
12	3. 13	日	休 会	議案調査	
13	3. 14	月	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
14	3. 15	火	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
15	3. 16	水	休 会	議案調査	
16	3. 17	木	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第3号～議案第31号（9日採決分除く） 委員会提出議案第1号 閉会	午前10時

令和4年第1回
利根町議会定例会会議録 第1号

令和4年3月2日 午前10時開会

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚 良一 君
政策企画課 長	川上 叔春 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
生 活 環 境 課 長	飯田 喜紀 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江 弘樹 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	近藤 一夫 君
まち未来創造課 長	青木 正道 君
生 涯 学 習 課 長	桜井 保夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大越 聖之
書 記	荒井 裕二
書 記	野田 あゆ美

1. 会議録署名議員

4番 大越勇一君

5番 石井公一郎君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和4年3月2日（水曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 代表質問
- 日程第4 報告第1号 利根町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第5 報告第2号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計事故繰越について
- 日程第6 議案第3号 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第7 議案第4号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議の動議
- 日程第12 議案第9号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第13 議案第10号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第11号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第12号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第13号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第14号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第15号 利根町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第16号 利根町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第17号 利根町農業委員会委員の任命について

- 日程第21 議案第18号 利根町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第19号 利根町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第20号 利根町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 議案第21号 利根町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 議案第22号 利根町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 議案第24号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する
議決事件の変更について
- 日程第28 議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和4年度利根町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 委員会提出議案第1号 利根町議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第36 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 代表質問
- 日程第4 報告第1号
- 日程第5 報告第2号
- 日程第6 議案第3号
- 日程第7 議案第4号
- 日程第8 議案第5号
- 日程第9 議案第6号
- 日程第10 議案第7号
- 日程第11 議案第8号
- 追加日程第1 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議の動議
- 日程第12 議案第9号
- 日程第13 議案第10号
- 日程第14 議案第11号
- 日程第15 議案第12号

- 日程第16 議案第13号
- 日程第17 議案第14号
- 日程第18 議案第15号
- 日程第19 議案第16号
- 日程第20 議案第17号
- 日程第21 議案第18号
- 日程第22 議案第19号
- 日程第23 議案第20号
- 日程第24 議案第21号
- 日程第25 議案第22号
- 日程第26 議案第23号
- 日程第27 議案第24号
- 日程第28 議案第25号
- 日程第29 議案第26号
- 日程第30 議案第27号
- 日程第31 議案第28号
- 日程第32 議案第29号
- 日程第33 議案第30号
- 日程第34 議案第31号
- 日程第35 委員会提出議案第1号
- 日程第36 休会の件

午前10時00分開会

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（新井邦弘君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

まず、本日までの受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の厚生文教常任委員会に付託しましたので御報告いたします。

次に、陳情を1件受け付けております。また、監査委員より、令和3年11月分から令和4年1月分の現金出納検査の結果報告がありました。陳情及び現金出納検査の結果報告書の写しをタブレットの会議システムに掲載しております。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により，

4番 大越勇一 議員

5番 石井公一郎 議員

を指名いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，会期の件を議題とします。

今定例会の会期案について申し上げます。

会期中に，議員が新型コロナウイルスの陽性者または濃厚接触者等に該当し，入院や自宅待機となった場合，本会議を開けず，会期延長の議決もできずに会期最終日を迎えると，議決されていない議案については審議未了により廃案となります。これを避けるため，自宅待機等の期間を考慮し，30日までとしたものです。ただし，今定例会の会議に付された事件の全てが終了した時点で，会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

それでは，お諮りいたします。

今定例会の会期は，本日から3月30日までの通算29日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

なお，会期の内訳はタブレットに掲載したとおりです。

○議長（新井邦弘君） 審議に入るに当たり，施政方針及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん，おはようございます。

本日ここに，令和4年第1回利根町議会定例会が開催され，令和4年度予算をはじめ，上程いたしました議案の御審議をお願いするに当たり，私の町政に対する基本方針と施策の概要を申し上げ，議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに，世界情勢についてですが，ロシア軍のウクライナ侵攻が始まり，日増しに戦闘が激化しております。世界各国では，ロシアに対する経済制裁や市民による戦争反対の動きが活発化する一方で，日本経済にもたらす影響も危惧されるところです。子供を含めた一般市民の犠牲者も出ており，これ以上の犠牲者を出さないためにも一刻も早い終息を願うばかりです。

次に、全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症についてですが、国内で初めて感染が確認されてから2年が経過した今も、変異を繰り返しながら世界的に猛威を振るっています。茨城県においては、県内全域に適用されている国のまん延防止等重点措置の延長が要請されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。町内においても、連日のように新規陽性者が発生しており、不安な日々をお過ごしのことと思います。町民の皆様におかれましては、引き続き感染拡大防止への御協力をお願い申し上げます。

こうした状況の中、町といたしましては、濃厚接触者等で行動制限がある方の日常生活を支援するため、申請に基づき、生活支援物資の配付を行っているところでございます。また、3回目のワクチン接種についても、順次、接種券を発送し、希望される方がスムーズに3回目接種を終えられるよう、町内医療機関の協力を得ながら対応しているところでございます。一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、今後も最善を尽くしてまいります。

次に、国内の経済状況に目を向けますと、政府の2月の月例経済報告では、景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で一部に弱さが見られるとし、オミクロン株の感染拡大を受け、外食や旅行といった個人消費の落ち込みなどから、景気判断を5か月ぶりに引き下げました。

先行きについては、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下ぶれリスクに十分注意する必要があるとして、オミクロン株の感染状況に警戒感を強めております。

感染拡大の長期化は、地域経済をはじめとする様々な分野で影響を及ぼし、人々の生活意識、行動にも変化が現れています。町民の皆様の命と生活を守るため、徹底した感染防止対策や地域の感染状況に応じた支援策を講じるとともに、地域経済の活性化や町の活性化につながる取組を引き続き推進してまいります。

ここで、今年度の事業について2点ほど御報告申し上げます。

上曽根運動公園内のドッグラン設置工事ですが、現在、4月から御利用いただけるよう、工事を進めております。完成の際には、町内外の愛犬家の皆様にぜひ御利用いただきたいと思っております。

2点目は、昨年度の生涯学習センターでの住民票と印鑑証明書の交付開始に続き、先月8日から、図書館でも住民票と印鑑登録証明書の交付を開始いたしました。図書館は土日も開館していることから、生涯学習センターや図書館に発行窓口を分散することにより、住民課窓口の混雑緩和とともに、住民の方々の利便性の向上にもつながるものと考えております。

それでは、令和4年度当初予算案の概要につきまして申し上げたいと思います。

令和4年度の予算編成に当たっては、予算編成方針を次のようにしております。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び現役世代人口の減少により、これまで以上に個人町民税の減収が予想されることから、厳しい状況となることが予想される。その

ような中で、新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施はもちろんのこと、ウイズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、新しい生活様式の下、社会情勢の変化に対応することが重要である。従来の慣例や固定概念にとらわれず、これまで実施してきた財政健全化の流れと併せ、新しい発想で施策の展開を図る必要があるとし、編成作業に当たらせてきたところでございます。

令和4年度一般会計の予算規模は62億1,339万7,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと4億9,903万1,000円の増、率にしますと8.7%の増となっております。特別会計につきましては、介護保険特別会計の介護サービス給付費の増加や後期高齢者医療特別会計の被保険者数の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増加等により、六つの特別会計の総額は47億6,115万5,000円となり、前年度比2億132万1,000円の増、率にしますと4.4%の増となっております。

続いて、令和4年度の主要事業について、新規事業を中心に申し上げます。

令和2年1月から始まった高齢者等買物弱者移動販売事業で、令和4年度からの事業者については、よりサービスの向上を目指すためプロポーザル方式を採用し、株式会社カスミが新たな事業者として決定したところでございます。品数の豊富さや販売回数など、これまで以上のサービスが提供できるものと期待しているところでございます。

続いて、農業振興の関係ですが、県営利根西部地区基盤整備事業につきましては、令和3年度に着工した第1期工事である羽根野地区において、現在整地工事を行っております。令和4年度は、パイプライン敷設等の最終工事を行いながら、第2期地区内の文小学校付近から横須賀方面までの整地工事に着手いたします。このほか、感染症の影響の長期化による外食産業等の需要の落ち込みにより、令和3年産の米価下落の影響を受けた主食用米生産農家に対し、次期作に向けた生産の継続と意欲を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、生産費の一部を助成いたします。

次に、商工関係ですが、まちなか・商店街活性化事業につきまして、当町で起業、創業を目指している方が本格開業に向けて一定期間試験的に出店できるチャレンジショップの整備を進めるとともに、利根町起業塾の開催や空き店舗バンク制度、空き店舗等活用補助金の創設など、包括的な創業支援を行ってまいります。また、当町が企業家や若者たちにとって魅力ある町、選ばれる町となるよう、若者会議とねまち未来ラボの活動などを通して、地域や商店街に人の流れやにぎわいを創出する取組を、若者たちの意見やアイデアを伺いながら進めてまいります。

続きまして、道路整備関係ですが、立木寺内地区の狭隘道路の拡幅事業につきましては、緊急車両の通行を確保するため、地元の皆様からの御理解、御協力をいただき、平成30年度から事業を実施しているところでございます。こちらにつきましては、令和4年度内の事業完了を目指し、引き続き工事を進めてまいります。また、立木大房地区では、町の幹線道路である町道112号線の道路拡幅工事を引き続き実施してまいります。この拡幅工事

につきましては、大房地内の文間小学校入り口から県道立崎羽根野線大房十字路までの約260メートルの区間において、地権者の皆様から事業用地の御理解、御協力をいただいておりますので、令和4年度内の完成を目標に全線開通したいと考えております。

次に、過疎代行事業により茨城県が行っている早尾からもえぎ野台に接続される町道103号線の延伸事業についてですが、令和3年度は事業用地の買収、環境影響基礎調査等を実施しており、事業用地では樹木伐採等が開始されております。令和4年度につきましても引き続き同様の調査及び道路整備に向けた事業が行われるとのことですので、県と連携を図り、町としても協力をしてまいります。

次に、公園関係ですが、親水公園木道整備工事につきましては、平成12年に木道が設置されてから約22年が経過し老朽化が進んでいることから、公園を利用される方の安全を確保するため、木道の全面改修を行ってまいります。

次に、防災関係では、新型コロナウイルスの蔓延により、各地区の自主防災組織の活動が十分にできなかったことを踏まえ、町内自主防災組織に対する防災訓練支援補助金を1年間延長いたします。

牛久市の広域避難訓練については、昨年2月に牛久市と大規模水害等における広域避難に関する覚書を締結し、6月には各地区の代表者と防災士連絡会の方々の参加の下、避難所となる学校施設の見学及び避難ルートの確認を行う訓練を実施いたしました。令和4年度も牛久市の御協力の下、出水期前に同様の訓練を行いたいと考えております。

また、地震災害を想定した地区と町との合同防災訓練については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により2年連続で中止となってしまいましたので、改めて令和4年度の実施に向けた準備を進めているところです。実施に当たっては、防災士連絡会の御協力を得るとともに、できるだけ多くの地区に参加していただけるように工夫してまいります。

続いて、教育関係です。町では、子育てと教育のまちの実現に向けた取組を推進しております。少子化が進む中、いじめの件数や不登校児童生徒数、特別支援の児童生徒数の増加等が問題になっており、当町においても同様の傾向が見られております。児童生徒がこれからの時代を生き抜く力を身につけていくには、質の高い学びを実現していくことが不可欠です。そのためには、教員の力量を向上させる研修が重要です。そこで、令和4年度より学校運営指導員を配置し、いじめ問題の克服や若手教員を中心とした教職員の研修の実施に関することの業務に当たっていただきます。研修の一層の充実を図ることで、児童生徒一人一人の力を最大限に発揮する学校の体制を築いてまいります。

次に、小学校統合問題についてですが、令和5年4月に開校する利根町の新しい小学校、利根小学校の開校まで、あと1年となります。統合校となる現在の布川小学校の施設整備につきましては、校舎昇降口及び屋内運動場の改修工事など、教育環境の整備充実を図ってまいります。

利根町立小学校統合準備委員会につきましては、引き続き、PTA、保護者代表者、地

域住民代表者，また教職員代表者の方々のお力をお借りし，統合に向けた課題を協議してまいります。

小学校統合後の跡地利活用につきましては，利根町学校跡地利活用検討委員会を立ち上げ，学識者や各小学校のPTA，地元区長，町民の方などに委員となっただき，検討を進めているところです。これまで令和3年7月，10月と検討委員会を開催し，12月に，町民や文小学校，文間小学校児童へのアンケートも実施いたしました。また，役場内でもワーキングチームを組織し，各課からの提案も取りまとめたところです。

今後は，アンケート結果や皆様からの御意見を参考に，令和4年10月をめどに検討委員会から活用方針を答申していただくことになっております。

次に，生涯学習関係では，施設を利用する高齢の方や荷物を持って2階へ移動する方への配慮として，文化センターにエレベーター1基の設置を行います。設置場所は，既存建物の南側に昇降路建物を増築し，設置いたします。

続きまして，総務行政一般について申し上げます。

公共交通対策ですが，公共交通に関するアンケート調査を昨年8月に実施いたしました。この集計結果において，乗り入れ先としてJAとりで総合医療センターへの要望が多かったことから，学識経験者や交通事業者，町民等から構成される利根町地域公共交通会議へ諮り，その会議の中で，ふれ愛タクシーのJAとりで総合医療センターへの乗り入れの方針が示されましたので，令和4年7月の運行に向け，準備を進めているところです。

次に，住民自治基本条例策定事業についてです。

平成30年8月から検討を始めた住民自治基本条例も，検討委員の皆様のご協力により，これまでに24回の会議を開催し，丁寧な議論をしていただきました。コロナ禍の中で検討委員会が開催できない時期もございましたが，条例案もほぼまとまってまいりました。今後は，住民説明会を開催し，議会へ議案を提出させていただきます。令和4年度中に条例が施行できればと考えております。

次に，企業誘致推進事業についてです。

令和2年12月にオープンしたカスミ利根町店に対して，利根町企業立地促進条例により，固定資産税，都市計画税相当額を5年間交付する企業立地奨励金と，町内在住で35歳以下の新規雇用者数に対し3年間交付する雇用促進奨励金がございますが，これら二つの奨励金を有効活用していただき，当町に根を張り，末永く営業していただければと考えております。

続いて，移住定住促進についてです。

令和3年度に，移住定住PRとして，3本の動画を制作いたしました。この動画は，当町を広く知っていただき，移住のきっかけとなっただきため，コンセプトタイトルをFromTONE，「いい町 利根町 あなた待ち」として約2分半の動画3本の構成となっております。この3本の動画は，それぞれ「テレワーカー編」「働く女性編」「起業

編」としてストーリー展開されており、実際に町外から当町へ移住された方3名のライフスタイルにスポットを当てた形で、当町の魅力を生かした内容となっております。この動画をインターネット上のヤフーのバナー、ユーチューブへの広告としてリンクを掲載し、年代や地域、性別などで絞り込みをかけて効果的な周知を図ってまいります。

また、令和4年度より利根町奨学金返還支援補助金を新設し、若者の定住促進を図ります。この補助金は、社会人としてスタートする同時に大きな負担となる奨学金返済を支援することで、高校や大学の卒業と同時期に転出してしまう若者が当町で住み続けていただくことを目的としております。補助内容は、町内に住所があり、その前年に返還した奨学金の額、年額で上限20万円を10年間補助するものであり、最大で200万円の支援をいたします。

以上、令和4年度の主な事業について新規事業を中心に申し上げました。新型コロナウイルスの感染拡大が地域経済に与えた影響は大きく、依然として厳しい状況が続いております。そのような中で、皆様の安全安心を守りつつ、今できることを確実に実行し、利根町が活力あるみんなが集まるまちとなるよう、各種施策を取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位及び町民の皆様の御理解とより一層の御協力をお願い申し上げまして、令和4年度の施政方針といたします。

続きまして、本日提案しました議案の概要について御説明いたします。

本定例会に提出しました議案は、令和4年度当初予算をはじめ、条例の制定や一部改正、また令和3年度補正予算など合計31件であります。

報告第1号は、利根町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方自治法及び町長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により報告するものでございます。

報告第2号は、令和2年度利根町公共下水道事業特別会計事故繰越について、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

議案第3号は、行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例で、行政手続等における押印及び署名の見直しの実施に伴い、関係条例を改めたいので提案するものであります。

議案第4号は、利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、国家公務員法の改正により、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等が図られることから、町においても同様の対応をする必要があることから規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第5号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、人事院勧告に基づき職員等の期末手当の支給率を改めるとともに、医師に適用される級別職務分類表と給料表の不整合を解消するため、医療職給料表1の表を改めたいので提案するものです。

議案第6号は、利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設に組入れ、利用料金体系の見直し並びに利用制限の緩和を図るため条例を改めたいので提案するものであります。

議案第7号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例で、子育て世帯への支援策として、令和3年第4回定例会議案第72号で上程した際に加えられたが、20歳以下の被保険者均等割額の軽減措置導入に対し、県からの交付金等の整備、対象年齢、予算措置が明確になったことを踏まえ、子育て世帯への支援策を追加したいので提案するものであります。

議案第8号は、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例の一部を改正する条例で、指定管理者である一般社団法人利根町シルバー人材センターから、利用アンケートの結果に基づき要望があったことから、休業日に関する規定を改めたいので提案するものであります。

議案第9号は、令和3年度利根町一般会計補正予算（第11号）で、歳入歳出それぞれ2億499万3,000円を追加し、総額を69億4,509万8,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債について補正するものであります。

議案第10号は、令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）で、事業勘定については、歳入歳出それぞれ1,444万1,000円を減額し、総額を21億1,893万9,000円に、また、施設勘定については、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、総額を1億4,272万2,000円とするものであります。

議案第11号は、令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1,400万4,000円を減額し、総額を2億9,820万1,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費、地方債について補正するものであります。

議案第12号は、令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号）で、事業に要する経費に変更はなく、財源内訳を変更するものであります。

議案第13号は、令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）で、歳入歳出それぞれ559万8,000円を減額し、総額を16億3,467万4,000円とするものであります。

議案第14号は、令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ424万2,000円を減額し、総額を5億4,119万8,000円とするものであります。

議案第15号から議案第22号は、利根町農業委員会委員の任命についてで、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第23号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第24号は、龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてで、龍ヶ崎市と締結している公の施設相互利用に関する協定書における相互に利用できる施設のうち、龍ヶ崎市の施設において使用される具体的な施設の名称の追

加、本町の施設においては、使用させる具体的な施設の名称の一部を改めるため、地方自治法第244条の3第3項の規定により提案するものであります。

議案第25号は、令和4年度利根町一般会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ62億1,339万7,000円とするもので、対前年度比では4億9,903万1,000円の増、率にして8.7%の増となります。

議案第26号は、令和4年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定については、総額を歳入歳出それぞれ20億9,705万1,000円とするもので、対前年度比646万3,000円の増、率にして0.3%の増となります。また、施設勘定については、総額を歳入歳出それぞれ1億3,860万2,000円とするもので、対前年度比574万円の増、率にして4.3%の増となります。

議案第27号は、令和4年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ2億8,276万5,000円とするもので、対前年度比1,154万4,000円の減、率にして3.9%の減となります。

議案第28号は、令和4年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ3,051万9,000円とするもので、対前年度比2,335万4,000円の増、率にして325.9%の増となります。

議案第29号は、令和4年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ16億1,924万6,000円とするもので、対前年度比1億3,572万円の増、率にして9.1%の増となります。

議案第30号は、令和4年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ1,313万8,000円とするもので、対前年度比39万6,000円の増、率にして3.1%の増となります。

議案第31号は、令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ5億7,983万4,000円とするもので、対前年度比4,119万2,000円の増、率にして7.6%の増となります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 施政方針及び議案の総括説明が終わりました。

次の日程に入る前に、代表質問について申し上げます。

この代表質問は、会議規則第61条2の規定により、会派を代表する議員が町長の市政方針及び所信表明に対し質問できるとされております。

○議長（新井邦弘君） それでは、日程第3、代表質問を行います。

会派、令和デモクラシー、代表者若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 令和デモクラシーとして、代表若泉昌寿が質問させていただきます。

この代表質問の内容は、我々令和デモクラシーのメンバーにおきまして、令和4年度の一般会計予算1から8まで重点事業について質問させていただきます。さらには、町長が昨年の町長選挙のときにおきまして4年間の公約として挙げたマニフェスト、これが1から5まで、これを質問させていただきます。なお、先ほど町長が施政方針の中で詳しく述べたこともありますので、その点は分かりますので答弁は割愛させていただいても結構でございます。

それでは始めさせていただきます。

第1番目として、新型コロナウイルス感染症対策の強化といたしまして、2年が経過した現在、変異を繰り返しておりますが、今後、利根町としてどのように対処していくのか伺いたいと思います。また、現在のワクチンの状況、1回目は何%、2回目何%、3回目何%、特に子供はどのくらいに今打っているのか伺いたいと思います。

2番目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策を講じた防災対策の強化について伺います。利根町において、毎日感染者が発生しており、毎日不安を持って生活しております。町も一日も早く終息を願っていることと思います。最善の策をお願いします。努力していること、分かっていると思います。町長の考えを改めて伺いたいと思います。

3番目といたしまして、円滑な小学校統合に向けた学校施設整備等の実施ほかについて伺います。これは、令和5年4月には利根小学校が開校することに決まっておりますが、学校施設整備等に関してはほぼ終わっていることとは思いますが、その他に関しては今後、昇降口、屋内運動場整備その他について残っているものはありますか、伺いたいと思います。

4番目といたしまして、ふれ愛タクシーや福祉バスの利便性の向上による公共交通の充実について伺いたいと思います。町長の1期目のとき、福祉バスを1台から2台になりましたので、利用者の方は大変便利になりました。また、ふれ愛タクシーは、町内、龍ヶ崎市へ乗り入れを行っておりますが、布佐駅、取手市への乗り入れができておりませんでした。7月より町長の努力で、JAとりで総合医療センターへの乗り入れができるようになったことに対し、町民の方々は便利になったことと思います。残るは布佐駅が残っておりますので、大利根交通との話し合いが肝心ですが、この点につきましてよろしく願いしたいと思います。

5番目といたしまして、新線道路や身近な生活道路の整備促進について伺います。町長が就任後、立木地内が狭隘道路の拡幅事業については、緊急車両の通行を確保するため、事業を実施しております。令和4年度内には完成する予定になっていることと思いますが、この事業ができたのは、地元の皆様の理解があったからと私は思っております。町内には、

立木地区と同じようなところがあるので、今後も町は努力していただきたいと思う、特に町長に伺います。それと、町道112号線は合併ができなかったため、利根町が長年かけて工事をしてきましたが、令和4年度内に終了する見込みとなりました。地元の協力に感謝したいと思います。その点につきまして、総工事費はどのくらいかかったのか、建設課長に伺いたいと思います。

6番目といたしまして、子育て環境と教育の充実について伺います。子育てと教育は、大変難しい問題だと思います。少子化が進み、その中で、いじめ、不登校、特別支援の児童生徒数の増等が課題、これらを少しでも少なくするには、まずは親の力、教員の力量を向上させること、地元の方々、協力者が必要だと思います。また、町全体での協力が必要だと思いますので、教育長に伺いたいと思います。

7番目といたしまして、移住定住の促進、この件に関しましては、町として、移住定住PRとして3本の動画を作成したり、「いい町 利根町 あなた待ち」の動画3本を作り、利根町へ来てくれるよう宣伝しております。どれだけの方が見てくれるのかが疑問だと思いますが、令和4年から利根町奨学金返還支援補助金を新設し、若者の定住促進を図る、この制度を活用し、若者が来てくれることを期待するものでございます。

8番目といたしまして、高齢者等の皆様の住みやすいやさしいまちづくりとして伺います。高齢者が困っていることは、毎日の買物、病院等への行く先の足、足が一番肝心でございます。

8番として、高齢者の皆様の住みやすいやさしいまちづくりとしまして、高齢者の困っていることは、毎日の買物、病院の行く足が一番困っていることと思います。この件に関しましては……すみません。このたび移動販売車の見直しをすることに決まり、便利になると思います。また、カスミとも話し合い、高齢者の方がより利用しやすくカスミと話し合っていたいただきたいと思います。例えばですが、これはカスミとして宅配サービスなどしていただければいいのかなと思います。

現在、コロナで家から出られず、大変困っている方が多くおります。特に、家では体が動かせず、心がはつらつとした気持ちにはなれないことと思います。自分の体が動かせず、例えば、今までグラウンドゴルフとかゲートボール、テニス等などもできておりますが、今はコロナの関係でできておりませんが、一日も早くコロナの終息を待つと私は思っております。一つの考えとして、これは集落とか各団地で決まった時間にラジオ体操などをやれば、体は幾らか動かせるのかなと私は考えます。

重点8項目はそれだけでございまして、あとは、町長が公約として挙げたものに移りたいと思います。

まず一つとして、災害に強く人にやさしいまちづくり、これはコロナにより防災訓練が行われている状況ですが、本年度は実施に向けた準備をしていること、何とかできることを願っております。また、牛久への広域避難訓練は、牛久市と大規模水害訓練を行われて

おりますが、もし牛久市へ避難する場合は、町民の方々の牛久市への足はどのようなことなのか伺いたいと思います。

二つ目として、健康で元気であふれるまちづくり、これについては高齢者のところで述べておりますが、今後コロナが終息し、町で予定されている、例えば、町民運動会、納涼大会、老人クラブのいろいろな行事、学校の行事が予定どおり実行できるよう願うが、町長の考えはどうでしょうか。

3番として、子育てと教育のまち、利根町は特に少子化の町ですので、町全体で子供たちを育てることを忘れず、教育に関しては、町は当然、特に教育委員会、各学校、保護者、地域の皆様の協力が大いに必要と思いますが、町長、教育長の考えを伺いたいと思います。

4番として、活力あるみんなが集まるまちについて、活力あるまちづくりは、町長が先頭に立ち職員と話し合いアイデアを生み出し、町民がそれについていくようにしたいと、私は願っております。特に、親水公園には他市町村から多くの方が来ております。老朽化が進んでいるので、改修を利根町親水公園を内外に広げていただきたいと思います。

次に、町長が主役のまちづくりについて、まさにそのとおりだと思います。それには、町民がそのような気持ちにならなければなりません。それは、まずは町民の考え、次に、職員の努力が大いに必要、議員の皆様方にも協力をして、利根町をよいまちづくりにつくっていきたいと思います。

以上、五つでございますが、令和4年度の予算重点項目とそれから町長のマニフェストについて私質問しましたが、町長のこれからの4年間が大いに期待されるものでございますので、町長、何とぞよろしくお願いします。

以上で代表質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 休憩をお願いします。

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩いたします。再開を11時5分とします。

午前10時52分休憩

午前11時05分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまもう一度暫時休憩いたしますので少々お待ちください。

午前11時05分休憩

午前11時21分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで若泉議員から意見を求められていますので、これを許します。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 先ほどの代表質問の中で、建設課長に答弁と、それから教育長の答弁をお願いしますと私言いましたが、それは割愛させていただきます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質問に対する答弁を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、令和デモクラシー若泉議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の強化についてお答えいたします。

町としての対処についてですが、町民の皆様には引き続き基本的な感染対策を徹底していただくなど、感染拡大防止に御協力をお願いしてまいります。また、ワクチン接種が重要と考えておりますので、希望される方が速やかに接種していただけるよう努めてまいります。

当町におけるワクチンの接種状況ですが、2月28日現在、12歳以上を対象とした1回目接種完了者は1万3,512人で接種率は90.6%、2回目接種完了者は1万3,419人で接種率は90%となっております。18歳以上を対象とした追加接種は令和4年1月30日から開始しており、国や県から配分される2種類のワクチンが段階を経て少しずつ配送されるため、予約の混雑、混乱が起きないように供給量に応じて、2回目接種完了日からおおむね7か月を経過した方に順次、接種券を配送しております。2月28日現在、65歳以上で3回目の接種券発送済みの方は6,694人で、そのうち接種完了者は4,562人、接種率は68.2%となっております。

5歳から11歳以下の小児に対しては3月より臨時接種として開始されることになりましたが、初回に配分される小児用のワクチン数が少ないことから、今までの感染状況を踏まえ、年齢の高い11歳から接種を始める計画で準備を進めているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策を講じた防災対策の強化につきましては、感染症対策を講じた防災訓練を行っているほか、通常の備蓄品に加え感染症対策に必要な物品もそろえておりますので、安心して避難していただけるものと考えております。

次に、円滑な小学校統合に向けた学校施設整備等の実施につきましては、令和5年4月の開校に向け、昇降口、屋内運動場整備のほかエレベーターの増築及びバリアフリートイレの設置、ランチルームの改修、遊具新設工事を令和4年度に実施してまいります。

次に、ふれ愛タクシーや福祉バスの利便性の向上による公共交通の充実につきましては、これまでも大根交通自動車などの交通事業者と粘り強く交渉してまいりました。その結果が、ふれ愛タクシーのJAとりで総合医療センターへの乗り入れにつながったと考えておりますので、布佐駅までの交通手段についても交通事業者等と話し合いを継続し、住民の方々の利便性の向上が図られるよう検討してまいります。

次に、幹線道路や身近な生活道路の整備促進につきましては、令和4年度には立木寺内地区での事業が完了する見込みとなっております。幹線道路や緊急車両の通行ができない道路の拡幅整備、いわゆる狭隘道路の拡幅には、地元の皆様の御理解と御協力が必要です。議員おっしゃるとおり、町内には幅員の狭い道路がほかにもございます。今後の整備につきましては、これらの地域からの要望が起点となりますが、地域の皆様にとって安全で安心な道路環境の整備に努めてまいります。また、立木地区と大房地区を結ぶ112号線の総事業費につきましては、令和4年度の予算額も含めまして5億4,531万2,677円でございます。

次に、子育て環境と教育の充実につきましては、議員おっしゃるとおり、これまで以上に、学校、保護者、地域の皆様との連携が重要になると感じております。現在、いじめ問題、不登校が原因が複雑化し、スムーズな解決が難しいケースが見られます。また、特別支援教育を受ける児童生徒は、一人一人のニーズに応じた指導の充実と併せ、保護者、保育園や幼稚園との連携、そして中学校卒業後の支援が必要となっております。これらの課題に対応するため、令和4年度から学校運営指導員を配置し、教育の力量を向上させる研修の充実、困難化する授業に対して学校への助言、支援を行う体制を構築してまいります。また、専門的な立場からの支援、助言、対策を打ち出すため、総合的に町の教育を支える総合教育センターの設置を検討するほか、小学校統合を機に、町の学校として学校と地域住民が同じ目線を持ち児童生徒を育てていくコミュニティスクールの実現についても検討してまいります。このように、町全体の協力により、児童生徒一人一人の力が最大限に発揮できる体制を構築し、子育てと教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、移住定住の促進についてですが、今年度、移住促進に関するPRとして3本の動画を制作し、令和4年2月15日から町の公式YouTubeチャンネルで公開しております。3月1日現在、3本の合計の視聴回数が約3,400回となっております。多くの方に視聴されております。令和4年度につきましても、このPR動画を活用し、地域、年齢、性別などを絞り込んでウェブ広告を展開し、利根町の存在を知っていただくことで移住定住の促進につなげたいと考えております。

また、令和4年度に創設する利根町奨学金返済支援補助金につきましては、当町において、全年代の中で20代における転出が最も多いのは、大学入学や卒業後の就職を機に本町から転出することが要因であると考えられます。そのため、大学等の卒業後も継続して当町に居住する場合に奨学金返還額の一部を補助することで、若者の定住促進を図ってまいります。

次に、高齢者等の住みやすいやさしいまちづくりについてですが、町で行っている高齢者等の交通手段については、ふれ愛タクシーや福祉バスなどがございます。買物支援という点では、移動販売事業の見直しにより、さらなる利便性の向上を図っているところであり、食材等の宅配サービスとなりますと、カスミ利根町店でも、オンライン、デリバ

リーを取り扱っておりますし、生協などもございます。民間でもこうした様々なサービスを提供しておりますので、これらのサービスを活用していただくのも一つの方法ではないかと考えております。

議員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、誰もが以前のような生活ができずにいます。いまだに終息の見えない状況ですが、私といたしましても、一日も早いコロナの終息を願うばかりでございます。

次に、私がマニフェストとして掲げた五つの基本姿勢ですが、一つ目の「災害に強く人にやさしいまち」については、町と各地区自主防災組織の合同の防災訓練は毎年実施する方向で動いておりますが、残念ながらコロナの影響により実施できない状況でございます。

牛久市への避難方法については、昨年実施した牛久市への広域避難訓練の際に参加された地区の代表の方々に御説明しておりますが、自力で広域避難が可能ならば自家用車での避難となります。また、交通弱者の方については、町内の高台にあるウェルネススポーツ大学や利根中学校へ避難誘導を行うこととなります。

二つ目の「健康で元気あふれるまち」については、町や老人クラブ、学校での行事等につきましても、町民の方々も待ち望んでいると思いますので、コロナが終息すれば、当然これまでどおり実施していくことができるとは考えております。

三つ目の「子育てと教育のまち」については、小学校の統合によりいろいろな変化があると思いますが、そこを支えていくのは、議員おっしゃるとおり、教育委員会をはじめとした各学校、保護者、地域の皆さんの協力が必要になると思います。今後も、教育環境や社会状況の変化に対応できるよう連携を図ってまいります。

四つ目の「活力あるみんなが集まるまち」については、利根親水公園を町内外から人が集まる場所にしていくことにつきましては、昨年7月、親水公園で初めて利根ロータスフェスを行ったところ、町内外から多くの方に来ていただきました。また、毎年6月から7月にかけて、池一面に広がった古代ハスの写真を撮るため遠方から多くの方が訪れてくることから、今般、クラブツーリズムのバスツアーにも組み込まれ、大型観光バスで50分ほど滞在することになっております。

町といたしましては、このように人が集まる観光スポットを町の資源として捉え、公園が設置された本来の目的である人々の交流の場、憩いの場所として、また親しみのある公園として多くの方に訪れていただけるよう整備、管理に努めるとともに、広く周知してまいります。

五つ目の「町民が主役のまち」につきましては、新年度には住民自治基本条例が施行される予定ですので、町民、議会、行政が一体となったまちづくりを推進していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 日程第4，報告第1号 利根町職員の自己啓発等休業に関する条

例の一部を改正する条例の専決処分について及び日程第5，報告第2号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計事故繰越についての2件について報告を求めます。

まず，報告第1号について，飯塚総務課長。

〔総務課長兼防災危機管理課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 報告第1号 利根町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明いたします。

この条例の専決処分は，地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第1号参考資料を御覧ください。

専決処分の理由でございますが，学校教育法の一部を改正する法律の改正に伴い，条文中の学校教育法の引用条項の整理を行う必要があることから改正したものでございます。下の新旧対照表になりますが，第4条第2号中の第104条第4項第2号を第104条第7項第2号に改めるもので，学校教育法の改正による項ずれを修正する改正になります。

なお，内容の変更はございません。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に，報告第2号について，飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは，報告第2号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計事故繰越について補足して御説明申し上げます。

これは，地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づきまして報告するものでございます。

款1下水道費，項1下水道費，事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で，支出負担行為額548万2,000円のうち25万4,000円を事故繰越するものでございます。これは，県の浄化センター内の建設工事に伴う町の負担金でございまして，新型コロナウイルス感染症拡大の影響により半導体の調達ができず，機器の納入が遅れ，年度内に完了することができなかったことに伴いまして事故繰越をするものでございます。なお，事故繰越額の財源内訳は，記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第6，議案第3号 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例から日程第11，議案第8号 利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とし，補足説明を求めます。

まず，議案第3号から議案第5号について，飯塚総務課長。

〔総務課長兼防災危機管理課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 議案第3号 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきまして補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における押印及び署名の見直しの実施に伴い、関係条例を改めたいので提案するものでございます。この条例の構成でございますが、第1条は、利根町政治倫理条例の一部改正、第2条は、利根町固定資産評価審査委員会条例の一部改正、第3条は、利根町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正となっております。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

利根町政治倫理条例の改正でございますが、第8条は、審査請求の規定でございますが、審査請求の際に必要としていた署名、押印を署名のみに改めるものでございます。

2 ページをお願いします。

利根町固定資産評価審査委員会条例の改正でございます。

第4条は、審査の申出の規定でございますが、第4項の審査申出書への審査申出人の押印を廃止するもので、第4項を削ることにより同条第5項及び第6項を1項ずつ繰り上げるものでございます。

第7条は、審査申出人の口頭による意見陳述の規定でございますが、意見陳述調書への印及び書記の署名押印を署名のみに改めるものでございます。

第8条は、口頭審理の規定でございますが、見出し及び第2項中の口頭審査を口頭審理に字句を改めるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

第5項は、口述書への提出者の署名押印を廃止するものでございます。

第8項は、調書作成の際の印及び書記の署名押印を署名のみに改めるものでございます。

第9条は実地調査、第12条は議事についての調書の規定でございますが、実地調査及び議事についての調書作成の際の印及び書記の署名押印を署名のみに改めるものでございます。

4 ページをお願いいたします。

利根町職員のサービスの宣誓に関する条例の改正でございます。

第2条及び第3条は、職員のサービスの宣誓の規定でございますが、現行の第2条第1項と第2項の規定を統合し、新たに第1項として、署名してからでなければ職務を行ってはならないと規定し、第2項は、新たに会計年度職員のサービスの宣誓について規定するものでございます。

第3条では、「必要ある」を「必要がある」に「前条第2項」を「前条」に改めるものでございます。

別記様式につきましては、宣誓書の様式でございますが、宣誓書への押印を廃止するも

のでございます。

附則としましてこの条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、国家公務員法の改正により、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等が図られることになることから、これを受け町においても令和4年月1日から同様の対応を図る必要があるため、条例の規定を改めたいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

第2条は、育児休業をすることができない職員の規定で、第4号アのイは、現行の任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員を廃止し、取得要件を緩和するものでございます。同じく、ロでは、ただいまのイを廃止することから、改正案では改めて特定職を定義し、これをイとするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第16条は、部分休業を取得できない職員の規定で、先ほどの改正と同様に、第2号アに規定する在職期間1年以上とする規定を廃止し緩和を図るとともに、アの廃止に伴い、改正のとおり、第2号としてイを取り込み、一つの規定としております。

3 ページをお願いいたします。

改正案の第20条及び第21条は、新たに追加される規定で、現行の第20条はこれにより第22条に繰り下がることとなります。追加する第20条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等の規定で、第1項では、職員本人または配偶者の妊娠及び出産等について申出があった場合、育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向を確認するための面談を講じることを義務化するものでございます。

第2項は、申出による不利益を排除するための規定となっております。

第21条は、勤務環境の整備に関する措置の規定でございます。育児休業の承認の請求が円滑に行われるための措置として、第1号から第3号において職員に対する研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備を義務化しております。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

議案第4号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき職員等の期末手当の支給率を改めるとともに、医師に適用される級別職務分類表と給料表の不整合を解消するため、医療職給料表

1の表を改めたいので提案するものでございます。

この条例の構成でございますが、第1条は、利根町職員の給与に関する条例の一部改正、第2条は、利根町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第3条は、利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正となっております。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

参考資料1の利根町職員の給与に関する条例新旧対照表をお願いします。

1ページとなります。

第20条、期末手当でございますが、第2項では、一般職員について期末手当の支給率100分の127.5を100分の120に、また特定幹部職員につきましては、100分の107.5を100分の100に改めるものでございます。

第3項では、再任用職員の規定でありまして、第2項で改正した読み替え部分について、それぞれ支給率を改正案のとおり100分の67.5と100分の57.5に改めるものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。A3の折り込みの表になります。

別表第3、医療職給料表1につきましては、現行の給料表に4級を追加するものでございます。これは、本則中の医師に適用される級別職務分類表においては4級まで規定していることから、これに対応させるための改正でございます。

次に、参考資料2、利根町特別職の常勤の者の給与及び旅費に関する条例、新旧対照表をお願いいたします。

第5条、期末手当でございますが、先ほどの給与条例の改正に基づき、100分の127.5を100分の120に、100分の167.5を100分の162.5に改めるものでございます。

参考資料3、利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例、新旧対照表をお願いいたします。

第8条第2項、特定任期付職員の期末手当の支給率でございますが、給与条例の改正に基づき、先ほどの常勤特別職と同様の改正を行うものでございます。

参考資料4、利根町職員の給与に関する条例新旧対照表をお願いいたします。附則関係になります。

第1項は、施行期日で、この条例は公布の日から施行するとしております。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置を定めるもので、この特別措置につきましては閣議決定に基づくもので、コロナ禍での経済への影響も考慮した前例のない取扱いとなっております。

その閣議決定の概要を申し上げますと、一つ目として、令和3年度の人事院勧告どおりボーナスの支給月数を引き下げるが、令和3年度の12月での引下げは行わない。二つ目として、12月の引下げを行わなかった分については、令和4年6月のボーナスから減額することで調整するとしております。三つ目として、地方公務員のボーナスの調整時期については、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請するとしております。

以上のことから、町においても、附則第2項の特別措置の規定を設け、令和3年度の引下げ相当額を令和4年6月のボーナスで調整するというようにしております。減ずる額につきましては、下段、第1号から裏面の第4号までのとおりでございます。

第3項は、規則への委任規定で、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第6号について、桜井生涯学習課長。

〔生涯学習課長桜井保夫君登壇〕

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、議案第6号 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設に組入れ、利用料金体系の見直し及び利用制限の緩和を図るため条例を改めたいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表で御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第1条、設置でございますが、3行目に「以下「法」という」を追加してございます。これは、後の第13条にも地方自治法の条文が出てきておりますので追加となっております。

第2条、名称及び位置でございますが、布川地区コミュニティセンターを追加してございます。

第4条、職員でございますが、「置く」を「置くことができる」に改正してございます。これは、布川地区コミュニティセンターに指定管理者を設置するための措置として、職員の配置を行わなくともできるような表現に改めております。

2 ページをお開きください。

第7条、使用料でございますが、利用者の定義を加えた表現となっております、「第5条第1項の規定による施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という）」を追加したものでございます。

第13条から6ページの第20条までは、指定管理者制度を導入することによる指定管理者に関する部分でございますが、利根町コミュニティセンター条例で規定されておりました指定管理者を新たにつけ加えたものでございます。

第13条では、指定管理者による管理について、第14条では、指定管理者が行う業務について、第15条では、指定管理者の指定の申請について、第16条では、指定管理者の指定等について、第17条では、業務報告書の作成及び提出について、第18条では、業務報告の徴収について、第19条では、指定管理者の指定の取消し等について、第20条では、秘密保持の義務について、それぞれ追加してございます。布川地区コミュニティセンター条例で指定管理者について規定しておりました内容でございますので、説明は割愛させていただき

ます。

6 ページをお願いいたします。

第21条、原状回復の義務でございますが、第1項は、今回の条例改正に合わせ、文語の修正をさせていただきます。

第2項は、指定管理者の規定を追加し、指定期間の満了を迎えた場合など原状に回復する内容となっております。

第3項は、使用者の次に指定管理者を追加してございまして、使用者または指定管理者が原状回復を行わない場合、教育委員会が代わって行い、その費用は使用者または指定管理者が負担する内容となっております。

第22条、損害賠償の義務につきましては、損害賠償の義務について新たに指定管理者を追加させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

第7条関係の別表でございますが、布川地区コミュニティセンター使用料となっております。使用料につきましては、既存の生涯学習センター及び文化センターの使用料を参考に各部屋の広さで使用料を設定してございます。備考欄でございますが、2、町外者の後に「龍ヶ崎市民を省く。以下同じ」と明記してございます。これは龍ヶ崎市と締結いたしました公の施設相互利用に関する協定書によるもので、明記されておりませんでしたので追加したものでございます。

8 ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行日につきましては令和4年4月1日としており、附則の中で、利根町コミュニティセンター条例の廃止及び9ページにございます、利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正してございます。

利根町コミュニティセンター条例の部分を削除してございます。また、経過措置といたしまして、この条例が施行日前に行った手続等の行為は、この条例の規定によってなされたものとみなすと新たに明記してございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第7号について、直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第7号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、子育て世帯への支援策といたしまして、20歳以下の被保険者への被保険者均等割額の減額措置を行いたいので提案するものです。

今回の税条例の一部改正は、国民健康保険法等の一部の改正により、茨城県国民健康保険における保険給付費等交付金特別交付金の交付に関する要綱の一部改正と、茨城県国保

特別会計において決算余剰金の活用が決定されたことから、20歳以下の被保険者への被保険者均等割額の減額措置を新たに加えるものです。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

第21条は、国民健康保険税の減額を規定するもので、第2項は新たに20歳以下の被保険者のいる子育て世帯への減額支援を加えるものです。減額の対象年齢は、ゼロ歳から20歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者となります。1人当たりの被保険者均等割額を、それぞれの世帯の所得状況に応じて2分の1を減額することについて規定するものです。

第1号は、基礎課税額に関する規定でありまして、ア、イ、ウ、エそれぞれ全項で規定された世帯に属する20歳以下の被保険者1人当たりの被保険者均等割額の減額される額を規定するものです。アは、7割軽減世帯は4,200円を減額、イは、5割軽減世帯の7,000円を減額、ウは、2割軽減世帯は1万1,200円を減額、エは、軽減なしの世帯で1万4,000円を減額するものです。

第2号は、後期高齢者支援金等課税額に関する被保険者均等割額の減額を規定するものです。

次の3ページを御覧ください。

アは、7割軽減世帯は2,010円を減額、イは、5割軽減世帯は3,350円を減額、ウは、2割軽減世帯は5,360円を減額、エは、軽減なしの世帯は6,700円を減額するものです。

第21条の2は、条文中の字句を改めるものです。附則第2項も第21条第2項が加えられたことにより字句を改めるものです。

附則、第3項第4項及び第6項から第13項の同様に字句を改めるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第8号について、青木まち未来創造課長。

〔まち未来創造課長青木正道君登壇〕

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、議案第8号 利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、利根町緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者である一般社団法人利根町シルバー人材センターから、利用者アンケートの結果に基づき、現在休業日となっております月曜日及び12月29日から12月31日までを営業日に変更したい旨の要望があったことから、休業日に関する規定を改めたいので提案するものでございます。

お配りしております、議案第8号参考資料新旧対照表を御覧ください。表の左側が現行、右側が改正案でございます。

現行の第11条第2項「練習場の休業日は次のとおりとする」を、改正案では「練習場の

休業日は1月1日から1月3日までとする」に改め、同項の各号を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するとなっております。

議案第8号の補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第3号から議案第8号までの6件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月17日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開を13時30分とします。

午後零時06分休憩

午後1時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 動議。

○議長（新井邦弘君） どういった動議でしょうか。

○2番（山崎誠一郎君） 今回の、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議であります。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） この動議は、賛成者がありますので成立いたしました。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井邦弘君） 起立全員です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに可決されました。

○議長（新井邦弘君） 追加日程第1、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議の動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙であり、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況のなか、安否確認の対応に追われる等、厳しい状況におかれている。

このような力を背景とした、一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて看過できない。

ここに利根町議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議するものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるべきである。

以上、決議いたします。

令和4年3月2日利根町議会

以上であります。

○議長（新井邦弘君） これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議の動議を採決いたします。

この採決は採決システムによって行います。

採決システムを起動します。

本案は、原案のとおり決定することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議の動議は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第12，議案第9号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第11号）から日程第17，議案第14号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第9号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第9号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第11号）につきまして補足して御説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正でございます。

1 追加でございまして、款2総務費、項3戸籍住民登録費、事業名が住民登録費は63万8,000円の計上で、マイナンバーカードの所有者の転出転入手続ワンストップ化をするため、既存の住基システムの改修にかかる業務委託で、システムの開発等に時間を要することから年度内の事業完了が困難であるため、繰り越すものでございます。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、事業名が、保育士等处遇改善臨時特例事業は684万8,000円の計上で、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策において、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入を3%程度引き上げるための措置を2月から9月まで行うため、4月分から9月分を繰り越すものでございます。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、事業名が、機構集積支援事業は28万円の計上で、農地の集積、集約化を加速するため、農業委員会において、タブレットを活用して全農地の状況を把握するための現地調査を実施し、それを基に農地所有者や今後の意向を確認して関係機関で情報を共有するためのものです。タブレットの納品が令和4年4月以降になるため、繰り越すものでございます。

次に、款7土木費、項1道路橋梁費、事業名が、道路工事事業で801万4,000円の計上で、町道102号線道路修繕工事で信号機の移設工事に遅れが生じたこと。また、町道112号線の道路改良工事と工程を調整する必要があるため、繰り越すものでございます。

2 変更でございまして、款7土木費、項1道路橋梁費、事業名が、道路改良工事事業で、2,906万6,000円を増額して4,406万6,000円に変更するもので、町道112号線1工区道路改良工事で契約金額が確定し繰越額が変更になったこと、町道112号線2工区道路改良工事で信号機の移設工事に遅れが生じたこと、また、町道112号線1工区の道路改良工事と工程を調整する必要があること、町道1234号線ほか道路改良工事で、電柱が工事の支障になることから、移設について関係機関との協議など移設完了まで日数を要したため、繰越額を変更するものでございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。

自己健康管理システム機器賃借料で41万円を増額して123万1,000円とするもので、健康管理システム機器の再リース期間4月から9月を4月から10月、12月に変更するため、債務負担行為限度額を増額するものでございます。

6 ページをお開き願います。

第4表地方債補正でございます。

起債の目的で、過疎対策事業債は、限度額を3,450万円減額し3億7,900万円とするものでございます。詳細につきましては、歳入の款21町債で御説明いたします。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

款10地方交付税，目1地方交付税は1億3,059万1,000円を増額するもので，国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに，歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることなどから普通交付税が12月に追加交付となったため，増額するものでございます。

款12分担金及び負担金，目1民生費負担金は37万7,000円を減額するもので，放課後児童保育徴収金で放課後児童クラブの利用者の減によるものでございます。

款13使用料及び手数料，目5教育使用料が87万1,000円を減額するもので，利根町文化センター，生涯学習センター使用料で，新型コロナの影響による利用者の減によるものでございます。

款14国庫支出金，目1民生費国庫負担金は284万6,000円を減額するもので，節2児童福祉費負担金は246万2,000円の減額で，子供のための教育保育給付費交付金で，入所児童数の減と子育てのための施設等利用給付交付金で預かり保育等の利用者の減によるものでございます。

節3国民健康保険事業費負担金は38万4,000円の減額で，保険基盤安定負担金で保険税軽減対象者の減によるものでございます。

項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金は20万9,000円を増額するもので，節1総務管理費補助金は42万9,000円の減額で，地方創生推進交付金で，新型コロナの影響により充当先のシティプロモーション事業等のイベントが中止となったためでございます。

節3個人番号カード交付事務費補助金は59万4,000円の減額でございますが，二つ下でございます，節6マイナポイント事業費補助金，こちらが59万4,000円の増額となっております。これは，マイナポイント事業が令和3年3月で終了予定でありましたが，この事業が延長されましたので，マイナポイントの申込みの支援にかかる会計年度任用職員分の人件費をマイナポイント事業費補助金で対応することによるものでございます。

節4社会保障・税番号制度システム整備費補助金は63万8,000円の増額で，繰越明許費補正で御説明しました，マイナンバーカード所持者の転出転入手続のワンストップ化のための機能追加にかかる費用の補助金の増額でございます。

11ページを御覧ください。

次に，目2民生費国庫補助金は401万3,000円を増額するもので，節2児童福祉費補助金は806万5,000円の増額で，子ども・子育て支援交付金は，主に病児保育事業の利用者が少なかったことによる減額，保育士等処遇改善臨時特例交付金は，繰越明許費補正で御説明しました，国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策において，保育，幼児教育など現場で働く方々の収入を3%程度引き上げるための措置を2月から9月まで行うための交付金の計上でございます。

節3低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金は2万5,000円の減額で，事業の完了によるものでございます。

節4低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金は100万円の減額で，非課

税世帯の対象児童数が見込みより少なかったことによるものでございます。

節5子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は302万7,000円の減額で、ゼロ歳から高校生のある世帯、児童手当本則給付に当たる世帯の対象児童数が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、目3衛生費国庫補助金は170万円を減額するもので、浄化槽設置整備事業費等補助金は申請者の減によるものでございます。

次に、目4土木費国庫補助金は2,326万6,000円を増額するもので、社会資本整備総合交付金狹隘道路整備等促進事業分は、立木寺内地区の緊急車両道路拡幅整備にかかる交付金、防災安全社会資本整備交付金道路事業は、町道109号線舗装修繕事業及び町道112号線道路改良事業の交付金、道路メンテナンス事業費補助金は、橋梁定期点検事業及び橋梁修繕事業の補助金の額が決定したことによるものでございます。

次に、目5教育費国庫補助金は23万3,000円を減額するもので、特別支援教育就学奨励費補助金は、新型コロナ対策として7月から12月分の給食費を補助したことにより、保護者の給食費負担がなくなったことによるものでございます。

款15県支出金、目1民生費県負担金は275万7,000円を減額するもので、節2国民健康保険事業費負担金は125万円の減額で、保険基盤安定負担金で保険税軽減対象者の減によるものでございます。

節3後期高齢者医療費負担金は40万6,000円の減額で、こちらも保険基盤安定負担金で、保険税軽減対象者の減によるものでございます。

節4児童福祉費負担金は110万1,000円の減額で、子供のための教育保育給付費負担金で当初の見込みより入所児童数が少なかったための減額、子育てのための施設等利用給付負担金で、預かり保育等の利用者の減によるものでございます。

項2県補助金、目2民生費県補助金は282万3,000円を減額するもので、民間保育所と乳児等保育事業費補助金は対象児童数の増により増額、子ども・子育て支援交付金は、主に病児保育事業の利用者が少なかったための減額、子供のための教育保育給付費地方単独費用補助金は、入所児童が少なかったための減額、12ページをお開き願います。多子世帯保育料軽減事業費補助金は、対象児童が少なかったための減額、保育対策総合支援事業費補助金は、当初予定していた保育支援者の配置ができなかったための減額でございます。

次に、目3衛生費県補助金は428万円を減額するもので、浄化槽設置整備事業費等補助金及び茨城県自立分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金で、どちらも申請件数が少なかったことによるものでございます。

次に、目4農林水産業費県補助金は3万9,000円を増額するもので、節1農業委員会補助金は43万6,000円を増額で、農業委員会交付金で追加交付により増額、農地集積集約化対策推進交付金で事業の実績による増額でございます。なお、この交付金には、繰越明許費補正で御説明しました、農地の集積集約化を加速するための農業委員会において、タブ

レットを活用して全農地の現状を把握するための現地調査を実施し、それを基に農地所有者へ今後の意向を確認して、関係機関で情報を共有するためのタブレット購入にかかる交付金が含まれております。

節2 農業振興費補助金は4万8,000円の減額で、人・農地問題解決推進事業費補助金で、人・農地プラン検討会を開催しなかったことによるものでございます。

節3 水田農業対策費補助金は34万9,000円の減額で、経営所得安定対策直接支払い推進事業費補助金で、補助金の補助額の確定によるものでございます。

款18繰入金、目1 財政調整基金繰入金は1億342万2,000円を増額するもので、これまで3月補正におきましては、事業費の確定などによる減額補正のため財政調整基金に繰り戻す対応をしておりました。今回の補正においては、歳出でも御説明いたしますが、今後、支出の増が見込まれる事業費の財源確保のため、公共公益施設維持整備基金、義務教育施設整備基金へ積立てを行うものでございます。

目3 茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金は12万1,000円を減額するもので、充当先の利根浄化センター周辺工事費の確定によるものでございます。

款20諸収入、目3 雑入は603万9,000円を減額するもので、節3 農業者年金業務委託金は2万3,000円の減額で、農業者年金業務委託手数料が確定したことによるものでございます。

節5 学校給食費は569万4,000円の減額で、新型コロナの影響により臨時休校となり、給食費を徴収しなかったことによるものでございます。

節6 雑入は32万2,000円の減額で、新型コロナの影響により文化センターで開催を予定していた秋のコンサートの中止により、鑑賞券販売収入の減額、町内小学校で不要となったピアノの売却収入及び東京電力福島原子力発電所の事故に伴う賠償金の計上でございます。

13ページを御覧ください。

款21町債、目3 過疎対策事業債は3,450万円を減額するもので、節1 過疎対策事業債は4,710万円の減額で、社会資本整備総合交付金事業は、町道1234号線ほか道路改良工事、電柱移転補償の国庫金の交付決定及び事業費確定による減額、利根西部地区基盤整備事業は、事業費確定による減額、防災安全社会資本整備交付金事業は、町道109号線舗装修繕工事、町道112号線ほか道路改良工事、電柱移転補償の国庫負担金の交付決定及び事業確定による減額、町道整備事業は、街路灯改修工事の事業費確定、町道112号線の仮設設計業務委託、家屋調査業務委託が起債協議二次分に追加されたことによる増額、生涯学習センター整備事業は、多目的室天井張り替え交換工事の事業費確定による減額、学校施設整備事業は、布川小学校屋内運動場大規模改修改造工事設計業務委託の事業費確定による減額でございます。

節3 過疎対策事業債ソフト事業限度額超分は1,260万円を増額するもので、これは総務

省より発行可能額が増加額されたことにより、外国語指導講師派遣事業、非常勤講師配置事業の一般財源を組み替えるものでございます。

14ページをお開き願います。

続きまして、歳出でございますが、今回の補正は、主に今年度末までの事業費の確定分、または確定が見込まれるもの、新型コロナの影響を受け中止になった事業につきまして減額するものでございます。

なお、説明におきまして、節2給料、節3職員手当等、節4共済費の職員給与費につきましては、人事異動等に伴う各種手当認定及び取消し、中途退職に伴う増減でございますので、それ以外の事業につきまして御説明申し上げます。

款1議会費、目1議会費は332万8,000円を減額するもので、議会活動費で議員1名が退職したことによる議員報酬、議員期末手当、政務活動費交付金の減額、事務局費で議会タブレット端末の通信費が見込みより少なかったことによるものでございます。

款2総務費、目1一般管理費は57万5,000円を増額するもので、15ページを御覧ください。職員研修事業で新型コロナの影響により若手職員の研修が中止になったため、職員自主研修時謝礼、旅費の減額でございます。

次に、目5財産管理費は913万円を減額するもので、庁舎管理で事業費の確定による委託料及び工事請負費の減額、町有財産管理で売却予定地の境界確定に時間を要しているため、16ページをお開き願います。町有地売却あっせん手数料の減額、委託料は事業費の確定による減額、共用備品管理で新型コロナの影響によりバスの使用が減ったこと及び契約差金によりバス運行业務委託料の減額、公用車賃借料が契約差金による減額でございます。

次に、目6企画費は133万9,000円を減額するもので、シティプロモーション事業で、新型コロナの影響によりイベントやセミナーの中止等による講師謝礼、旅費、需用費、負担金の減額、17ページを御覧ください。出会い創出事業で、新型コロナの影響によりイベントの中止による報償費、消耗品費、会場使用料の減額でございます。

次に、目7地域振興費は279万3,000円を増額するもので、企業誘致推進事業で、株式会社カスミに、利根町企業立地促進条例により企業立地奨励金を交付するための計上でございます。

次に、目9行政事務改善費は357万4,000円を減額するもので、電子自治体推進事業で、町内無線LANの運用が令和4年度からに変更になったことによる保守業務委託料の減額及びいばらき情報セキュリティクラウド新システムへの更新に伴う作業が発生したことにより増額となり、財務会計グループウェア及びLGWAN保守委託が増額、住民情報システム保守委託及び、18ページをお開き願います。住民情報システム機器賃借料においては契約差金による減額でございます。

項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費は34万2,000円を減額するもので、住民登録費で、繰越明許費補正で御説明しました、個人番号カード所有者の転出転入手続のワンス

トップ化のための機能追加にかかる委託料を計上するものでございます。

19ページを御覧ください。

款3 民生費，目1 社会福祉総務費は14万8,000円を減額するもので，慰霊巡拝助成事業で，参加者がいなくなったための減額でございます。

次に，目2 老人福祉費は201万7,000円を減額するもので，老人福祉週間記念事業で，対象者の減による減額，敬老会開催事業で，新型コロナの影響により敬老会が中止になったことによる減額，単位老人クラブ助成事業で，20ページをお開き願います。休会などによるクラブ数の減による減額，独り暮らし高齢者交流集い事業で，新型コロナの影響により事業の中止による減額でございます。

次に，目4 地域改善対策費は19万5,000円を減額するもので，地域改善対策事業で，新型コロナの影響により人権問題講演会の中止による減額でございます。

次に，目5 医療総務費は79万5,000円を減額するもので，21ページを御覧ください。国民健康保険特別会計繰出金で，保険基盤安定職員給与費，出産育児金の減による減額でございます。

次に，目8 介護保険費は304万1,000円を減額するもので，介護保険特別会計繰出金で，介護保険事務費，地域支援事業の減による減額でございます。

次に，目11 後期高齢者医療費は313万6,000円を減額するもので，後期高齢者医療特別会計繰出金で，保険基盤安定事務費の減による減額でございます。

項2 児童福祉費，目1 児童福祉総務費は515万4,000円を減額するもので，22ページをお開き願います。要保護児童対策事業で，令和2年度の事業費の精算により，過年度子ども・子育て支援交付金，子育て短期支援事業分の返還金が生じたための増額，子育て応援手当支給事業で，転出による非該当及び町税等滞納により支給停止による減額，低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業で，高校生以下の児童のいる低所得独り親世帯以外の住民税非課税世帯の児童が見込みより少なかったことによる減額，子育て世帯等臨時特別支援事業で，高校生以下の児童のいる世帯，児童手当本則給付に当たる世帯の児童が見込みより少なかったことによる減額でございます。

23ページを御覧ください。

次に，目2 児童措置費は401万9,000円を減額するもので，保育所委託料支給事業で，文間保育園においては，零歳児の入所が少なかったことによる減額，東文間保育園においては，零歳児の入所が多かったことによる増額，管外保育園においては，3歳児の入所が少なかったことによる減額，保育所等補助金事業で，民間保育所等乳児等保育事業費補助金は対象児童の増により増額，延長保育事業費補助金は，実施時間が少なかったこと，一時預かり事業費補助金は，補助要件を満たす施設が減ったこと，保育対策総合支援事業費補助金保育体制強化事業で，当初予定の保育支援者の配置ができなかったための減額，24ページをお開き願います。令和2年度子ども・子育て支援交付金の事業費の精算による返還

金の計上，施設型給付支給事業で，布川保育園においては，入所児童数が増えたことによる増額，二葉幼稚園においては，公定価格の増額を見込んでいたが本年は改定されなかったことによる減額，大和幼稚園においては，入所児童が少なかったことによる減額，地域型保育給付費支給事業で，もえぎ野わかば保育園においては，公定価格の増額を見込んでいたが，本年は改定されなかったことによる減額，多子世帯保育料軽減事業で，対象児童数が少なかったための減額，施設等利用給付事業で，認可外保育施設給付費は利用児童数が増加したことによる増額，預かり保育事業給付費，一時預かり事業給付費は，利用者の減による減額，保育士等処遇改善臨時特例事業は，繰越明許費補正で御説明しました，国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策において，保育，幼児教育など現場で働く方々の収入を3%程度引き上げるための措置を2月から9月まで行うための事務処理にかかる職員の時間外勤務手当，25ページを御覧ください。引上げ相当分の補助金の計上でございます。

次に，目4放課後児童健全育成事業費は124万1,000円を減額するもので，放課後児童対策事業は，新型コロナの影響による開設日の増を見込んでいたのですが影響が少なかったため，児童クラブ支援員の人件費の減額，令和2年度子ども・子育て支援交付金放課後児童対策事業分の事業費の精算による返還金の計上でございます。

款4衛生費，目1保健衛生総務費は408万9,000円を減額するもので，26ページをお開き願います。保健衛生事務費で，龍ヶ崎済生会病院無料低額診療にかかる事業費の補助金が確定したことによる減額，母子保健事業で，出生の減少に伴い健診受診数が減ったため健診スタッフの報償費や健診委託料の減額でございます。

次に，目2予防費は494万円を減額するもので，健康増進事業で健診受診者が少なかったための減額，予防接種事業で，27ページを御覧ください。出生者の減，インフルエンザワクチン，日本脳炎ワクチンの供給不足による個別予防接種委託料の減額，令和2年度の事業費の精算により過年度感染症予防事業費等国庫負担金の返還金が生じたための増額でございます。

次に，目4環境衛生費は895万3,000円を減額するもので，高度処理型浄化槽設置整備事業で申請件数が少なかったための補助金の減額，太陽光パネル設置助成事業で，こちらも申請件数が少なかったための補助金の減額でございます。

項2清掃費，目1清掃総務費は581万6,000円を減額するもので，清掃事業で，ごみ袋購入に際し，国外生産品で購入したことによる契約差金の減額でございます。

次に，目2塵芥処理費は11万1,000円を増額するもので，28ページをお開き願います。龍ヶ崎地方塵芥処理組合で借り入れる起債の利率が当初予定より高かったため，負担金の増額をするものです。

款5農林水産業費，目1農業委員会費は1万1,000円を減額するもので，事務局費で農業委員の活動日数の減による費用弁償の減額，農業委員会北相馬郡協議会負担金は，前年

度予算の繰越しで対応するための減額，また，農業委員の研修会議の中止による負担金の減額，機構集積支援事業で，繰越明許費で御説明しました農地の集積，集約化を加速するため，農業委員会においてタブレットを活用して，全農地の状況を把握するための現地調査を実施し，それを基に農地所有者へ今後の意向を確認して関係機関で情報共有するためのタブレット購入にかかる費用の計上でございます。

次に，目3 農業振興費は241万4,000円を減額するもので，農作物放射能測定事業で，検査依頼件数が2件であったためシステム機器の点検業務を見送ったための減額，人・農地問題解決推進事業で，人・農地プラン検討会を開催しなかったことによる減額，29ページを御覧ください。がんばる農業者応援事業で，申請希望者1名が取りやめたことによる減額，利根うめえもんどころ認定事業で，申請件数が少なかったための減額，親子で田んぼ体験事業で，新型コロナの影響により事業が中止になったための減額，新嘗祭献穀事業で，皇居での献上行事が中止になったための減額でございます。

30ページをお開き願います。

次に，目4 水田農業対策費は312万7,000円を減額するもので，生産調整推進対策事業で，国より加工用米から飼料用米への転換推進があり，加工用米が当初の予定面積から大幅に減少し，飼料用米の面積が大幅に増加したための減額でございます。

次に，目5 農地費は2,177万7,000円を減額するもので，利根西部地区基盤整備事業で，地権者への賦課開始に伴い，町が立て替えていた地権者負担分の減額でございます。

款7 土木費，目1 道路橋梁総務費は224万1,000円を増額するもので，31ページを御覧ください。道路橋梁関係共通費で，町道104号線ホクサ前の建物，収去土地明渡し請求事件にかかる弁護士の報酬の計上でございます。

次に，目2 道路維持費は483万6,000円を減額するもので，道路工事事業で街路樹薬剤散布業務委託，道路橋定期点検業務委託，道路除草工事，街路灯改修工事の費用の確定による減額，道路改良工事事業で，電柱移転にかかる移転補償費の確定による減額でございます。

32ページをお開き願います。

項3 都市計画費，目1 都市計画総務費は11万9,000円を減額するもので，都市計画審議会で，新型コロナの影響により審議会の開催回数の減によるものでございます。

次に，目3 下水道費は536万5,000円を減額するもので，公共下水道事業特別会計繰出金で，下水道事業費の確定による減額でございます。

款8 消防費，目2 非常備消防費は10万円を減額するもので，出初め式におけるはしご乗りの中止による減額でございます。

款9 教育費，目2 事務局費は964万9,000円を減額するもので，33ページを御覧ください。こちらは，新型コロナの影響により臨時休校や事業中止によるもので，事務局事業で，学校司書の報酬の減額，社会科見学バス運行業務委託の減額，芸術鑑賞会中止による補助金

の減額，学校給食運営事業で調理員の人件費の減額，賄い材料費の減額，小学校統合事業で，一部会議の中止や専門部会を全体会議と同日開催するなどにより，小学校統合準備委員会委員謝礼，火災保険料の減額でございます。

34ページをお開き願います。

次に，目3 語学指導事業費は12万6,000円を減額するもので，語学指導事業で，英語検定の受験者数が少なかったため，助成金の減額でございます。

次に，目4 教育研究指導費は302万3,000円を減額するもので，こちらも新型コロナの影響により臨時休校や事業中止によるもので，教育研究指導事業で，教育相談員の人件費の減額，心の教育俳句授業の講師謝礼の減額，特別支援教育支援員派遣事業で，特別支援教育支援員の人件費の減額，小中学校非常勤講師配置事業で，ティームティーチング非常勤講師の人件費の減額，35ページを御覧ください。適応指導教室設置事業で，適応指導教室指導員の人件費の減額でございます。

次に，項2 小学校費，目1 学校管理費は524万6,000円を減額するもので，小学校運営事業で，こちらも主に新型コロナの影響により臨時休校や事業中止によるもので，光熱水費，プールの水質検査，ろ過装置の保守点検手数料の減額，小学校児童通学用バス運行業務委託，36ページをお開き願います。高濃度PCB廃棄物登録運搬業務委託は契約差金による減額，コピー機使用料は，リモート学習実施に伴い課題，文書の印刷枚数が増えたことによる増額，児童健康管理事業で，学校集団検査業務委託は検査項目の見直しによる減額でございます。

次に，目2 教育振興費は35万9,000円を減額するもので，小学校教育助成事業で，ランドセル支給対象者が少なかったことによる減額，特別支援教育児童就学奨励費交付事業で，7月から12月分の給食費を補助したことにより保護者負担がなくなったことによる減額でございます。

次に，目3 学校給食費は17万9,000円を増額するもので，小学校給食運営事業で，灯油単価の値上げによる燃料費の増額でございます。

次に，目4 学校建設費は44万2,000円を減額するもので，小学校建設事業で，布川小学校屋内運動場大規模改造工事設計業務委託で，契約差金による減額でございます。

37ページを御覧ください。

項3 中学校費，目1 学校管理費は1万1,000円を減額するもので，中学校運営事業で，こちらも主に新型コロナの影響により臨時休校や事業中止によるもので，光熱水費，プールの水質検査，ろ過装置等の保守点検，手数料の減額，コピー機使用料は，リモート学習実施に伴い課題，文書の印刷枚数が増えたことによる増額，生徒健康管理事業で，学校集団検査業務委託は，検査項目の見直しによる減額，中学校設備整備事業で，GIGAスクール構想により購入したタブレットを活用することで，教育用パソコンを使用しないことにより，中学校教育用サーバーフィルタリングソフト更新業務の必要がなくなったことに

よる減額，学校再開に伴う感染症対策，学習支援補償支援事業は，新型コロナの影響によりスキー学習の中止に伴うキャンセル料を補助するための計上でございます。

次に，目2教育振興費は244万3,000円を減額するもので，中学校教育助成事業で，見込みにより生徒数が少なかったこと及び単価が安かったことにより，通学用ヘルメット費用の減額，要準要保護生徒就学援助事業で，見込みより対象者が少なかったこと及び7月から12月分の給食費を補助したことにより，保護者負担がなくなったことにより減額，38ページをお開き願います。特別支援教育生徒就学奨励費交付事業で，こちらも見込みより対象者が少なかったこと及び7月から12月分の給食費を補助したことにより，保護者負担がなくなったことによる減額でございます。

項4社会教育費，目1社会教育総務費は145万8,000円を減額するもので，社会教育事務費で，新型コロナの影響により会議等の開催回数減による社会教育委員報酬の減額，39ページを御覧ください。北相馬地区社会教育振興協議会負担金は，今年度負担金を徴収しないための減額でございます。

次に，目2文化センター費は395万3,000円を減額するもので，新型コロナの影響により臨時休館や事業中止によるもので，文化センター管理事業で，燃料費，光熱水費，時間外管理業務委託の減額，文化芸術事業で，秋のコンサートが中止になったことによる減額，家庭教育セミナー事業で，セミナー回数の減による講師謝礼の減額，文化センター講座事業で，こちらも講座回数の減による講師謝礼の減額でございます。

次に，目3生涯学習センター費は122万2,000円を減額するもので，こちらも新型コロナの影響により臨時休館や事業中止によるもので，生涯学習センター管理事業で，利用減による光熱水費，40ページをお開き願います。夜間利用の減による時間外管理業務委託の減額，多目的室天井張り替え交換工事，陶芸用電気窯購入は，契約差金の減額でございます。

次に，目5資料館費は81万2,000円を減額するもので，資料館管理事業で，事務員について週3日勤務を予定していましたが週2日勤務のため，人件費の減額でございます。

次に，目7柳田國男記念公苑費は32万7,000円を減額するもので，柳田國男記念公苑管理事業で，夜間利用が少なかったため，時間外管理業務委託，宿直業務委託の減額でございます。

次に，目8図書館費は129万5,000円を減額するもので，図書館管理運営事業で，こちらも新型コロナの影響により臨時休館したことによるもので，41ページを御覧ください。事務員の人件費，光熱費の減額でございます。

項5保健体育費は，目1保健体育総務費は167万9,000円を減額するもので，こちらも新型コロナの影響によりイベントを中止したことによるもので，職員給与費でイベントに従事する職員の時間外勤務手当の減額，保健体育事業でグラウンド整備のための川砂代の減額，利根町駅伝大会実行委員会補助金で，駅伝大会が中止になったことによる減額でございます。

款11諸支出金，目5減債基金費は1億3,059万1,000円を増額するもので，今回，歳入に計上している普通交付税の中に，今年度借入れ分について，次年度以降算定される臨時財政対策債の償還金の一部が含まれておりますので，将来の償還に備えるためのものがございます。

42ページをお開き願います。

次に，目9利根町公共公益施設維持整備基金費は1億円を増額するもので，庁舎の大規模改修及び統合後の小学校跡地利用も視野に入れて積み立てるものがございます。

次に，目10利根町義務教育施設整備基金費は1億円を増額するもので，今後の学校施設整備において過疎対策事業債が適用されない部分について対応するため，積立てをするものがございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に，議案第10号について。

直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは，議案第10号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして補足して御説明申し上げます。

初めに，事業勘定から申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。

款1項1国民健康保険税，目1一般被保険者国民健康保険税は57万6,000円を減額するもので，新型コロナウイルス感染症による所得の減少に伴う保険税の減免による減額で，減免対象者5名分によるものがございます。

款3県支出金，項1県負担金補助金，目1保険給付費等交付金は1,223万4,000円を減額するものです。内訳といたしましては，節1保険給付費等交付金の普通交付金85万8,000円の減額は，一般被保険者の保険給付に当たる療養費，高額療養費の被保険者数の減と給付該当件数の減によるものがございます。

節2保険給付費等交付金の特別交付金400万円の減額は，主に特定健康診査等負担金で，特定健診の受診件数が確定による減額でございます。

次に，目2節1災害等臨時特例補助金は34万6,000円を増額するもので，これは新型コロナウイルス感染症による所得の減少に伴う保険税の減免に対する補助金でございます。補助率は60%で，5名分となります。残りの40%は，特別調整交付金で交付を受けます。

款4繰入金，項1他会計繰入金，目1一般会計繰入金，節1保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は141万1,000円の減額と，節2保険基盤安定繰入金の保険者支援分76万7,000円の減額は，いずれも交付額の決定による減額するものがございます。

節3 職員給与費等繰入金は、人事異動に伴う70万5,000円の増額、節4 出産育児一時金等繰入金は、出産件数5件分の減によるもので140万円の減額、節5 財政安定化支援事業繰入金は、交付額の決定により247万4,000円を増額するものでございます。

次に、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金は229万6,000円を減額するもので、歳入歳出差引きの余剰金が出ましたので基金へ繰り戻すものでございます。

8 ページをお開き願います。

款6 諸収入、項2 雑入、目2 一般被保険者第三者納付金は75万9,000円を増額するもので、交通事故等による求償額の確定で、1件分になるものでございます。

次に、目4 一般被保険者返納金は30万5,000円を増額するもので、国保資格喪失後、国保の被保険者証を使用による返納金で、30件分によるものでございます。

9 ページを御覧ください。

続きまして、歳出でございますが、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は70万5,000円を増額するもので、人事異動による人件費でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目3 一般被保険者療養費は245万円の減額と、10ページをお開き願います。次の項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費の613万円を減額するもので、いずれも被保険者数の減と給付該当件数の減による減額でございます。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は210万1,000円を減額するもので、5件分の出産育児件数の減でございます。

款3 国民健康保険事業納付金の項1 医療給付費分から、11ページを御覧願います。項2 の後期高齢者支援金等分、次の項3 の介護納付金分につきましては、いずれも財源内訳の変更でございます。

款6 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費は465万円を減額するもので、当初見込みより受診件数1,000人分が減によるものでございます。

款8 諸支出金、項1 償還金及び還付金加算金、目3 償還金は18万5,000円を増額するもので、これは平成29年度から令和2年度までの保険基盤安定負担金について過大交付による返還するものでございます。件数は、10件分になります。

17ページをお開き願います。

施設勘定について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、款6 諸収入、項2 雑入、目1 雑入は60万円を増額するもので、特別養護老人ホームの嘱託医診療収入でありまして、令和4年1月から3月までの月額20万円の報償額でございます。

続きまして、歳出でございますが、款2 項1 の医業費、目1 の診療用機械器具費は47万6,000円を減額するもので、超音波診断装置の保守点検委託を当初計上いたしましたが、初年度はメーカー保証期間に当たるため、減額するものでございます。

款3 基金積立金、項1 基金積立金、目1 財政調整基金費で107万6,000円を増額するもの

で、これは余剰金が出ましたので基金へ積み立てるものでございます。

説明は以上です。

- 議長（新井邦弘君） 先ほど、10番若泉昌寿議員が所用のため退席いたしました。
暫時休憩いたします。再開を14時45分とします。

午後2時30分休憩

午後2時45分開議

- 議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ここで、保険年金課長より発言を求められておりますので、これを許します。
直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

- 保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 先ほど説明いたしました事業勘定の歳入の部分で、款3の県支出金、項1の県負担金補助金、目1の保険給付費等交付金その節の1で保険給付費等交付金の普通交付金を85万8,000円と言ってしまいましたけれども、実際は858万円の減額ということになります。失礼いたしました。

-
- 議長（新井邦弘君） 次に、議案第11号及び議案第12号について、飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

- 生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第11号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足して御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

款1下水道費、項1下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で、261万円を繰越しするものでございます。これは県の浄化センターの建設工事に伴う町の負担金でございまして、県の事業が年度内に完了することができないことに伴いまして繰越しをするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

事業費の確定に伴いまして、起債限度額の変更でございます。公共下水道事業において800万円を670万円に、流域下水道事業において380万円を330万円に、過疎対策事業債公共下水道事業において800万円を670万円に、過疎対策事業債流域下水道事業において160万円を150万円に、公営企業会計適用債において1,150万円を510万円に、起債限度額を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入から御説明いたします。

款 1 分担金及び負担金，項 1 負担金，目 1 下水道受益者負担金で21万7,000円の増額補正でございます。これは，公共ますの設置申請が 4 件あったことにより増額となったものでございます。

次に，款 2 使用料及び手数料，項 1 使用料，目 1 下水道使用料，節 2 過年度分で74万4,000円の増額補正でございます。これは，滞納整理の実績に伴い過年度分使用料の増額を行うものでございます。

次に，款 4 繰入金，項 1 繰入金，目 1 一般会計繰入金で536万5,000円の減額補正でございます。これは，歳出の減額補正に伴いまして減額するものでございます。

次に，款 7 町債，項 1 町債，目 1 下水道債で180万円の減額補正でございます。内訳は，節 1 公共下水道債で130万円の減額，これは，污水管渠更生工事の事業費が確定したことによる減額でございます。

節 2 流域下水道債で50万円の減額，これは，霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金事業変更に伴い減額するものでございます。

目 2 過疎対策事業債で140万円の減額補正でございます。内訳は，節 1 過疎対策事業債公共下水道で130万円の減額，これは污水管渠更生工事の事業費が確定したことによる減額でございます。

節 2 過疎対策事業債流域下水道で10万円の減額，これは，霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金事業変更に伴い，減額するものでございます。

目 3 公営企業会計適用債で640万円の減額補正でございます。これは，公営企業会計移行支援業務委託の事業費が確定したことによる減額でございます。

款 7 町債で説明させていただいた内容は，先ほど第 3 表地方債補正で説明させていただいた，起債限度額の変更内容でございます。

7 ページをお願いいたします。

続きまして，歳出を御説明いたします。

款 1 下水道費，項 1 下水道費，目 1 公共下水道建設事業費で121万2,000円の減額補正でございます。内訳でございますが，節 7 報償費で 2 万8,000円の減額，これは，コロナ禍以前に比べ，下水道促進週間コンクールの参加作品が少なかったことによる減額でございます。

節18負補交で118万4,000円の減額，これは，霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の今年度の事業費が確定したことによる減額でございます。

続きまして，目 2 公共下水道維持管理費で1,279万2,000円の減額でございます。内訳でございますが，節12委託料で661万3,000円の減額，これは，流量計点検業務委託，ポンプ施設点検管理業務委託，地方公営企業会計移行支援業務委託，雨水路樹木薬剤散布業務委託の委託費の確定による減額でございます。

節14工事費で12万1,000円の減額， 8 ページをお願いいたします。これは，浄化センタ

一周辺環境施設整備工事費の確定による減額でございます。

7 ページをお願いいたします。

節18負補交で605万8,000円の減額、これは、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金が確定したことによる減額でございます。

8 ページをお願いいたします。

款2公債費、項1公債費、目1元金は財源の組替えでございます。

議案第11号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第12号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号）につきまして補足して御説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1町営霊園使用料で348万7,000円の増額補正でございます。これは、墓地が10区画購入されたことによる永代使用料の増額と4区画が返還されたことによる管理料の減額でございます。

項2手数料、目1町営霊園手数料で2,000円の増額補正でございます。これは、許可書の再交付が16件あったことによる増額でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で348万9,000円の減額補正でございます。これは、款1使用料及び手数料で収入があり、基金から繰入れしなくてもよくなったためでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

款1霊園事業費、項1事業費、目1事業費は財源の組替えでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第13号について、三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） それでは、議案第13号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入では、第1号被保険者保険料の増額と国庫補助金支払基金交付金、県補助金、一般会計繰入金、基金繰入金の減額。また、歳出では、事業費確定等に伴う総務費の減額及び新型コロナ感染拡大防止のため、介護予防生活支援サービス事業の変更や中止による地域支援事業費の減額で、歳入歳出それぞれ559万8,000円を減額するものでございます。

初めに、歳入でございますが、6 ページをお開き願います。

款1介護保険料、目1第1号被保険者保険料で570万円を増額するものでございます。こちらは、被保険者数の増加による特別徴収現年度分の増及び普通徴収滞納繰越分徴収額の増額によるものでございます。

次に、款3国庫支出金，項2国庫補助金，目1調整交付金で495万円の減額でございます。こちらは、令和4年1月14日付厚生労働省通知により、交付割合の算定計数の改定があり交付対象となくなつたため、減額するものでございます。

次に、目2地域支援事業交付金で56万6,000円の減額でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業の変更，休止したための減額でございます。

次に、目3地域支援事業交付金で3万5,000円の減額でございます。こちらは、主に認知症総合支援事業の推進員養成にかかる研修経費を減額するものでございます。

次に、款4支払基金交付金，目2地域支援事業支援交付金で76万4,000円を減額するものでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大防止により事業の変更，休止したための減額でございます。

次に、款5県支出金，項1県補助金，目1地域支援事業交付金で35万4,000円を減額するものでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大防止により事業の変更，休止したための減額でございます。

次に、目2地域支援事業交付金で1万7,000円の減額をするものでございます。こちらは、認知症地域支援専門員養成にかかる研修経費を減額するものでございます。

次に、款6繰入金，目2一般会計繰入金で267万円を減額するものでございます。こちらは、事業費の確定等に伴う事務費の減額によるものでございます。

次に、目3地域支援事業繰入金で35万4,000円の減額をするものでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大防止により事業の変更，休止したための減額でございます。

7ページをお願いいたします。

目4地域支援事業繰入金で1万7,000円の減額をするものでございます。こちらは、認知症地域支援推進員養成にかかる研修経費の減額分でございます。

次に、項2基金繰入金，目1介護給付費準備基金繰入金で157万1,000円の減額をするものでございます。こちらは、保険料の増額計上により繰入れが不要となった額について基金へ繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費で75万円の減額でございます。こちらは、需用費の印刷製本費及び委託料の業務委託にかかる事業費確定に伴う契約差金等について減額するものでございます。

次に、項2介護認定調査等費，目1認定調査等費で192万円の減額でございます。こちらは、認定調査に伴う主治医意見書作成料及び更新対象者の認定調査委託において、新型コロナウイルス感染拡大防止で介護認定の有効期間の延長が可能となり、更新の申請数が減ったことにより減額するものでございます。

次に、款3地域支援事業費，項1包括的支援事業，任意事業費，目5認知症総合支援事

業で9万2,000円の減額でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、認知症地域支援推進員研修会の中止や一般向け研修会を縮小したことにより減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

目1介護予防生活支援サービス事業費で34万4,000円の減額でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問型サービス事業の変更、休止したことにより減額するものでございます。

次に、目1一般介護予防事業費で249万2,000円の減額でございます。こちらは、主に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、介護予防教室及び通いの場事業において、内容の変更や休止をしたことにより減額するものでございます。

議案第13号の補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第14号について、直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第14号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして補足して御説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1項1目1後期高齢者医療保険料は166万円を増額するもので、新規該当者が87人増加により、保険料を増額するものでございます。

款3繰入金，項1一般会計繰入金，目2事務費繰入金は238万2,000円を減額するもので、内訳といたしましては、特定健診事業人間ドック等の受診件数が確定によるもので、当初見込み件数より478人の減で141万4,000円の減額と、茨城県後期高齢者医療共通経費負担金が確定により96万8,000円を減額でございます。

次に、目3保険基盤安定繰入金は54万2,000円を減額するもので、低所得者及び社会保険被扶養者の保険料軽減公費補填分の納付に対する納付金額が確定により減額でございます。

款5諸収入，項3雑入，目1後期高齢者健診料は282万4,000円を減額するもので、先ほど、款3繰入金，項1一般会計繰入金，目2の事務費繰入金で説明いたしました、特定健診事業人間ドック等の受診件数が確定によるもので減額でございます。

次に、目2後期高齢者健診事務費は15万4,000円を減額するもので、これも、特定健診事業人間ドック等の受診件数が確定により減額でございます。

5ページを御覧ください。

続きまして、歳出でございますが、款1項1の総務費，目1の一般管理費は536万円を減額するもので、節11の役務費と節12の委託料は、歳入で説明いたしました、特定健診事業人間ドック等の受診件数が確定によりデータ管理システムの手数料と健診費用の減額、

節18の負補交は96万8,000円を減額するもので、これは、茨城県後期高齢者医療共通経費負担金が確定により減額でございます。

次に、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金は111万8,000円を増額するもので、こちらも歳入で説明いたしました、普通徴収現年度分と保険基盤安定納付金の確定により増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第9号から議案第14号までの6件は議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月9日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第18、議案第15号 利根町農業委員会委員の任命についてから日程第25、議案第22号 利根町農業委員会委員の任命についてを一括議題とし、補足説明を求めます。

議案第15号から議案第22号について、近藤農業委員会事務局長。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長近藤一夫君登壇〕

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは補足して、議案第15号から議案第22号までの利根町農業委員会委員の任命8議案について一括して御説明申し上げます。

議案第15号から議案第22号までの利根町農業委員会委員の任命についての8議案につきましては、農業委員会等に関する法律により、農業委員会委員は、議会の同意を要件とする町長の任命制になっております。現委員は、令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、新たな利根町農業委員会委員の任命について御提案させていただくものでございます。

まず、議案第15号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員会委員として、利根町大字押付新田907番地にお住まいの六本木 孝氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第16号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員会委員として、利根町大字布川2908番地1にお住まいの高橋和子氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第17号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員会委員として、利根町大字大房210番1にお住まいの本谷和代氏を任命いたしたく、

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第18号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員会委員として、利根町もえぎ野台4丁目2番地10に住まいの石塚 梢氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第19号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員会委員として、利根町大字布川1944番地6にお住まいの杉野壽一氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第20号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員会委員として、利根町大字押戸833番地にお住まいの川村進一氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第21号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員会委員として、利根町大字立崎189番地にお住まいの杉山 操氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第22号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員会委員として、利根町大字布川3266番にお住まいの古谷正昭氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となっております。また、参考資料として、経歴書をそれぞれの議案に添付してございますので御参照願います。

議案第15号から議案第22号までの補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第22号までの8件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月9日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第26、議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第27、議案第24号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第23号について、飯塚総務課長。

〔総務課長兼防災危機管理課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため提案するものでございます。

議案でございますが、利根町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので同意を求めます。

- 1 住 所 利根町四季の丘1丁目6番地4
- 2 氏 名 齋藤栄幹
- 3 生年月日 昭和46年3月25日

なお、本案は、委員の任期満了に伴うもので現任委員を再任するものでございます。略歴につきましては、参考資料に記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第24号について、川上政策企画課長。

〔政策企画課長川上叔春君登壇〕

○政策企画課長（川上叔春君） 議案第24号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について補足して御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、平成14年12月10日、議会の議決を経て締結した龍ヶ崎市との公の施設相互利用に関する協定について変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、議案の最後のページに記載しておりますとおり、相互利用施設である龍ヶ崎市の施設において、使用させる具体的な施設の名称の追加また本町の施設におきましては、使用させる具体的な施設の名称の一部を改めるため、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

変更内容につきましては、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

右側の改正案でございますが、龍ヶ崎市の項中、ナンバー20の龍ヶ崎市北文間運動広場の使用させる具体的な施設の名称にレクリエーションルームを追加し、また、本町の項中、ナンバー1の利根町文化センターの使用させる具体的な施設の名称の中の工作室を講座室に改めるもので、令和4年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第23号及び議案第24号の2件は議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、3月17日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第28，議案第25号 令和4年度利根町一般会計予算から日程第34，議案第31号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題とします。

お諮りいたします。

議案第25号から議案第31号までの7件は、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより正副委員長の互選を行いますので、議員の方におかれましては全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時29分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

正副委員長の互選結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長船川京子議員，副委員長井原正光議員。

ここで、委員長挨拶をお願いいたします。

船川京子予算審査特別委員会委員長。

〔予算審査特別委員会委員長船川京子君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（船川京子君） 委員長を務めさせていただきます船川京子です。誠実に、真剣に取り組んでまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 挨拶が終わりました。

予算審査特別委員会の日程は、タブレットに掲載のとおりです。十分なる審査の上、3月17日に委員会審査経過及び結果の報告をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第35，委員会提出議案第1号 利根町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とし、説明を求めます。

花嶋美清雄議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長花嶋美清雄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（花嶋美清雄君） 委員会提出議案第1号 利根町議会基本条例

の一部を改正する条例。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由、本条例制定当時の利根町総合振興計画における利根町の将来像のままとなっており、現在、町が目指している将来像に即していないことから整合性を取るため、提案のとおり一部改正するものであります。

新旧対照表を御覧ください。

第1条中、「誰もが安心して豊かに生活できる元気な町」を「町の将来像」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、説明を終わります。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

委員会提出議案第1号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月17日に、質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第36、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日3月3日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回、3月4日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時33分散会